

平成 24 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社タカギセイコー
代 表 者 名 代表取締役社長 笠井 千秋
(コード番号 4242)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 石黒 勝己
電 話 0766-24-5522

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 26 日開催予定の第 53 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、会社法第 426 条及び第 427 条の定める取締役及び監査役の責任免除制度に基づき、定款に第 30 条（取締役の責任免除）及び第 40 条（監査役の責任免除）の規定を新設するものがあります。なお、定款第 30 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (新設)	第 4 章 取締役および取締役会 <u>(取締役の責任免除)</u> 第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 30 条 ~ 第 38 条 (条文省略)	第 31 条 ~ 第 39 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第39条 ~ 第45条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除)</p> <p><u>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第41条 ~ 第47条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成24年6月26日
定款変更の効力発生日	平成24年6月26日

以 上